

介護保険制度

改正のお知らせ (平成17年10月から)

施設サービスを利用されている方へ

まされていらない方は、早めに申請してください。

平成17年10月1日から、介護保険法が改正となり、介護保険施設で提供されているサービスの内、居住費（ショートステイ利用者（滞在費）と食費を全額負担していただくことになりました。この改正は、在宅の方やグループホーム等を利用されている方が、居住費と食費を全額負担していただきますので、施設サービス利用者に対しても負担が公平となるよう、介護保険適用の対象外としたものです。

- ◆本人負担が軽減されるサービス（市町村民税世帯非課税者に限る）
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者およびショートステイ利用者
 - ・介護老人保健施設の入所者およびショートステイ利用者
 - ・介護療養型医療施設の入所者およびショートステイ利用者
- ◎本人負担額が減額されないサービス
- ・通所介護（デイサービス）利用者の食費
 - ・通所リハビリテーション（デイサービス）利用者の食費

◆本人負担額の上限の対象者（滞在費は、ショートステイ利用者）

段階	対象者	食費 (日額)	居住費(滞在費) (日額)
第1段階	・市町村民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者等	300円	多床室 0円 個室 320円～820円
第2段階	・市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	多床室 320円 個室 420円～820円
第3段階	・市町村民税世帯非課税で、第2段階以外の方等	650円	多床室 320円 個室 820円～1640円

※上記第1段階から第3段階以外の方は、本人負担額の上限の対象外となります。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

1 対象者・市町村民税世帯非課税で、次の要件をすべて満たす方

- ①年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

- 2 対象となる介護サービス
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護

- 3 負担軽減の割合
- ・利用者負担額（1割自己負担、食費、居住費または滞在費）の4分の1
- ・老齢福祉年金受給者は、利用者負担額の2分の1

- 4 手続き
- この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。

申請および問い合わせ
介護保険課 ☎77・5503
または、各総合支所、各出張所

